

オミクロン株に対する水際措置の強化 (要旨)

以下の措置を講じます。

1. 自宅待機期間等の変更

全ての国・地域からの帰国者・入国者に求めている自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用の期間を、オミクロン株が支配的になっている国・地域（現時点では全ての国・地域）からの帰国者・入国者について、10 日間から 7 日間に変更します。

2. オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域の指定

オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域を別途指定し、当該国・地域については、自宅待機等の期間を 14 日間とします。

詳細は、次頁の「水際対策強化に係る新たな措置（26）」をご参照ください。

水際対策強化に係る新たな措置（２６）
（オミクロン株に対する水際対策）

令和４年１月２８日

１．入国後の自宅等待機期間の変更

オミクロン株（B. 1. 1. 529 系統の変異株）が支配的となっている国・地域（オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域以外の国・地域）からの全ての帰国者・入国者に係る入国後の自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用のいずれの期間についても 10 日間から 7 日間に変更する。

２．オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域の指定

オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域については、本措置に基づき「オミクロン株（B. 1. 1. 529 系統の変異株）以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域」として別途の指定を行い、当該指定国・地域については入国後の自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中の健康フォローアップ、公共交通機関不使用のいずれの期間についても 14 日間とする。

（注１）上記１及び２に基づく措置は、令和４年１月２９日午前０時（日本時間）から行うものとする。（既に入国済みの者に対しても同時刻から行うものとする。）上記に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置（２５）」（令和４年１月１４日）に基づく措置は、本日限りですべて廃止する。

（注２）上記２に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で公表することとする。

（注３）上記２に基づく指定国・地域以外の国からの全ての帰国者及び入国者については、「水際対策強化に係る新たな措置（６）」（令和３年１月１３日）中の「14 日間」を「7 日間」と読み替え、「水際対策強化に係る新たな措置（９）」（令和３年３月５日）１（２）中の「14 日間」を「7 日間」と読み替え、「水際対策強化に係る新たな措置（１７）」（令和３年９月１７日）中の「14 日目」を「7 日目」と読み替えるものとする。

（以上）

令和4年1月28日

水際対策強化に係る新たな措置（26）に基づく
指定国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
検疫所業務課
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（26）」（令和4年1月28日）2. に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている、「オミクロン株（B.1.1.529 系統の変異株）以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域」は以下のとおりです。

国・地域	指定日	指定の実施開始日時（日本時間）

水際対策強化に係る新たな措置（６）

令和３年１月１３日

１．「水際対策強化に係る新たな措置」（令和２年１２月２３日）３．及び「水際対策強化に係る新たな措置（２）」（令和２年１２月２５日）３．により、英国及び南アフリカ共和国から帰国する日本人及び再入国する在留資格保持者に対し、当分の間、入国時に１４日間の公共交通機関不使用、１４日間の自宅又は宿泊施設での待機、位置情報の保存等について誓約を求めているところであるが、新たに、保健所等から位置情報の提示を求められた場合には応ずることを追加するとともに、誓約に違反した場合には、検疫法上の停留の対象にし得るほか、以下のとおりとする。

（１）日本人については、氏名や感染拡大の防止に資する情報が公表され得ることとする。

（２）在留資格保持者については、氏名、国籍や感染拡大の防止に資する情報が公表され得ることとするとともに、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続等の対象となり得るものとする。

（注）上記の「１４日間の自宅又は宿泊施設での待機」については、「水際対策強化に係る新たな措置（３）」（令和２年１２月２５日）１．により、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）での待機を求めた上で、入国後３日目において、改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日間の自宅等での待機を求めるものとしている。

２．上記１．以外の全ての入国者についても、当分の間、新たに、入国時に１４日間の公共交通機関不使用、１４日間の自宅又は宿泊施設での待機、位置情報の保存、保健所等から位置情報の提示を求められた場合には応ずること等について（別段の防疫上の措置を取ることとしている場合はそれらの事項について）誓約を求めるとともに、誓約に違反した場合には、検疫法上の停留の対象にし得るほか、以下のとおりとする。

（１）日本人については、氏名や感染拡大の防止に資する情報が公表され得ることとする。

（２）在留資格保持者については、氏名、国籍や感染拡大の防止に資する情報が公表され得ることとするとともに、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続等の対象となり得るものとする。

３．上記１．及び２．について、誓約書を提出しない者に対しては、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）で１４日間待機することを要請する。

（注）上記１～３に基づく措置は、令和３年１月１４日午前０時（日本時間）以降に入国する者に対して行うものとする。

（以上）

水際対策強化に係る新たな措置（９）

令和３年３月５日

１ 防疫強化措置の継続・更なる強化

（１）「水際対策強化に係る新たな措置（５）」（令和３年１月８日）において、緊急事態解除宣言が発せられるまで実施することとした、全ての入国者に対して出国前 72 時間以内の検査証明の提出を求めるとともに入国時の検査を実施する措置は、当分の間、継続するものとする。

（２）以下の防疫強化措置を、順次実施していく。

- ① 検査証明不所持者については、検疫法に基づき上陸等できないこととし、これにより、不所持者の航空機への搭乗を拒否するよう、航空会社に要請する。
- ② 空港の制限エリア内において、ビデオ通話及び位置確認アプリのインストール並びに誓約書に記載された連絡先の真正性の確認を実施する。
- ③ ②に際し、スマートフォン不所持者については、スマートフォンを借り受けるよう求める。
- ④ 全ての入国者は、検疫等に提出する誓約書において、使用する交通手段（入国者専用車両又は自家用車等）を明記することとする。
- ⑤ 厚生労働省において全ての入国者を対象とする「入国者健康確認センター」を設置し、当該センターにおいて入国者に対し、入国後 14 日間の待機期間中、健康フォローアップを実施する。具体的には、位置情報の確認（原則毎日）、ビデオ通話による状況確認（原則毎日）及び 3 日以上連絡が取れない場合等の見回りを実施する。
注）従来、変異株流行国・地域からの入国者に対して行っていた健康状態のフォローアップについて、対象者を拡大するとともに、フォローアップ内容を強化する。
- ⑥ 変異株流行国・地域からの入国者については、入国後 3 日間検疫所長の指定する宿泊施設で待機した後の検査として、現在実施している抗原定量検査に代えて、唾液による real-time RT-PCR 検査を実施する。
- ⑦ 検疫の適切な実施を確保するため、変異株流行国・地域からの航空便を始め、日本に到着する航空機の搭乗者数を抑制し、入国者数を管理する。

２ 変異株流行国・地域への短期渡航の自粛要請

感染症危険情報レベル 3 対象国・地域については渡航中止勧告を出しているところであるが、特に変異株流行国・地域への短期渡航、とりわけ日本への帰国を前提とする短期渡航について、当分の間、中止するよう改めて強く要請する。

（以上）

水際対策強化に係る新たな措置（１７）
（水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について）

令和３年９月１７日

１．水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域

水際対策上特に対応すべき変異株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」として、下記の追加的措置を実施することとする。

（１）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での１０日間の待機を求める。その上で、入国後３日目、６日目及び１０日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

（２）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での６日間の待機を求める。その上で、入国後３日目及び６日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

（３）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での３日間の待機を求める。その上で、入国後３日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅等での待機を求めることとする。

２．水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域

上記１．に基づく指定国・地域以外の国・地域のうち、新型コロナウイルスに関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、流入リスクが高いと判断される国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」として、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での３日間の待機を求める。その上で、入国後３日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退

所し、入国後 14 日目までの間自宅等待機を求めることとする。

- (注 1) 上記に基づく措置は、令和 3 年 9 月 20 日午前 0 時（日本時間）から行うものとし、同日時までは「水際対策強化に係る新たな措置（15）」（令和 3 年 6 月 28 日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（16）」（令和 3 年 7 月 6 日）による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置を継続する。令和 3 年 9 月 20 日午前 0 時からの上記に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置（15）」（令和 3 年 6 月 28 日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（16）」（令和 3 年 7 月 6 日）による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置はすべて廃止する。
- (注 2) 上記における水際対策上特に対応すべき変異株は、ワクチンの効果を減弱させる又はワクチンの効果が不明なもの等の変異株とする。当該変異株の指定及び指定の解除については、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添 1 の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（15）」（令和 3 年 6 月 28 日）の別添 1 の書式は廃止する。
- (注 3) 上記に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添 2 の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（16）」（令和 3 年 7 月 6 日）の別添の書式は廃止する。
- (注 4) 上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内に上記に基づく指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。
- (注 5) 上記に基づいて、令和 3 年 9 月 18 日以降に指定された国・地域については、検疫所長の指定する場所での待機は指定日の 3 日後の日の午前 0 時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否は指定日の 2 日後の日の午前 0 時から実施する。また、今後、上記に基づく指定内容の変更及び指定の解除について、検疫所の指定する場所での待機に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の 3 日後の日の午前 0 時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の 2 日後の日の午前 0 時から実施する。
- (注 6) 上記に基づく在留資格保持者の再入国の原則拒否について、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の 2 日後以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。

(以上)